

小型無人機等の飛行同意申請について

概要

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、佐賀駐屯地の敷地（下図、赤枠内）及び周囲おおむね300メートルの地域の上空（下図、青枠内）において小型無人機等を飛行させる場合には申請が必要です。（詳細は[防衛省HP](#)をご覧ください。）



申請方法

- ① 小型無人機等10営業日前（土日・祝日を含めず）までに、飛行同意申請書を記入していただきメール又は郵送にて親政をお願いします。
- ② 飛行同意の場合は飛行日48時間前までに飛行通報書を記入していただきメール又は郵送により通報をお願いします。

提出書類の細部様式は[防衛省HP](#)をご確認ください。